

平成十八年内閣府令第七十一号

官民競争入札等監理委員会事務局組織規則

官民競争入札等監理委員会令(平成十八年政令第二百二十九号)第六条の規定に基づき、官民競争入札等監理委員会事務局組織規則を次のように定める。

1 官民競争入札等監理委員会の事務局に、企画官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附 則

この府令は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の施行の日(平成十八年七月七日)から施行する。